

合併処理浄化槽設置整備事業補助金
マニュアル（R5.4.1 改訂版）

尾鷲市 環境課

合併処理浄化槽の設置者に補助金が交付されます。

尾鷲市では、生活雑排水による公共用水域（河川等）の水質汚濁を防止するため、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽を設置する方に、**予算の範囲内**で補助金を交付しています。

1 補助の対象

- ① 浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）第 2 条第 1 号に規定する浄化槽で、同法第 4 条第 1 項の規定による構造基準に適合し、し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって次の機能を有するもの
 - ア 生物化学的酸素要求量（以下〔BOD〕という。）除去率 90%以上のもの
 - イ 放流水の BOD が 20mg/1（日間平均値）以下の機能を有するもの
- ② 全国浄化槽推進市町村協議会において登録された浄化槽であること
- ③ 処理対象人員が 10 人以下で、主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供するための建物に設置されるもの。（ただし、アパートなどの共同住宅を除く。）

2 補助の対象にならないもの

- ① 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出審査又は建築基準法第 6 条第 1 項に基づく確認を受けずに設置する者
- ② 賃貸人の承諾を得ないで借家等に設置する者
- ③ 建売住宅など販売又は転売を目的として浄化槽を設置する者（ただし、あらかじめ建築者から事前協議があったものに関しては、住宅購入者は建築者に代わり補助交付の対象者となることができます。）
- ④ 法人名義や団体名義の建物
- ⑤ 汚水処理未普及解消につながらない合併処理浄化槽の設置及び更新

3 令和5年度以降の補助金額

新築補助金の限度額

設置規模	補助金額
5人槽	168,000 円
6人槽～7人槽	207,000 円
8人槽～10人槽	276,000 円

転換上乗せ補助金の限度額

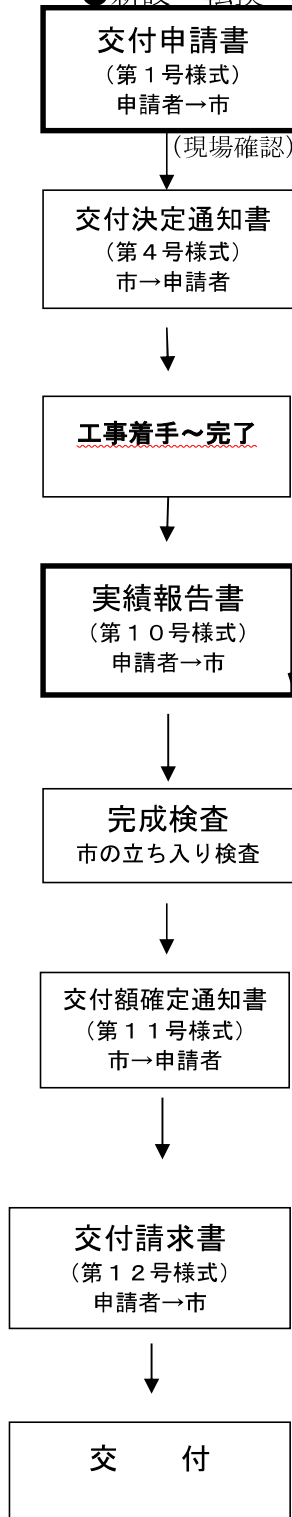
設置規模	補助金額
5人槽	332,000 円
6人槽～7人槽	414,000 円
8人槽～10人槽	548,000 円

区分	撤去費用	配管費
単独処理浄化槽→合併処理浄化槽	上限 90,000 円	上限 150,000 円
汲取便槽→合併処理浄化槽	上限 90,000 円	上限 150,000 円

※「転換」…単独処理浄化槽または汲取便槽の使用を廃し、新たに浄化槽を設置することをいいます。

4 補助金の申請から交付までの手続き

●新設・転換



必ず工事着手前に申請してください。

工事着手（撤去を含む）の7日前までに補助金交付申請書及び必要書類を提出し、補助金の交付決定を受けてから工事を行ってください。

※補助申請前の工事着手は補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

添付書類は次のとおりです

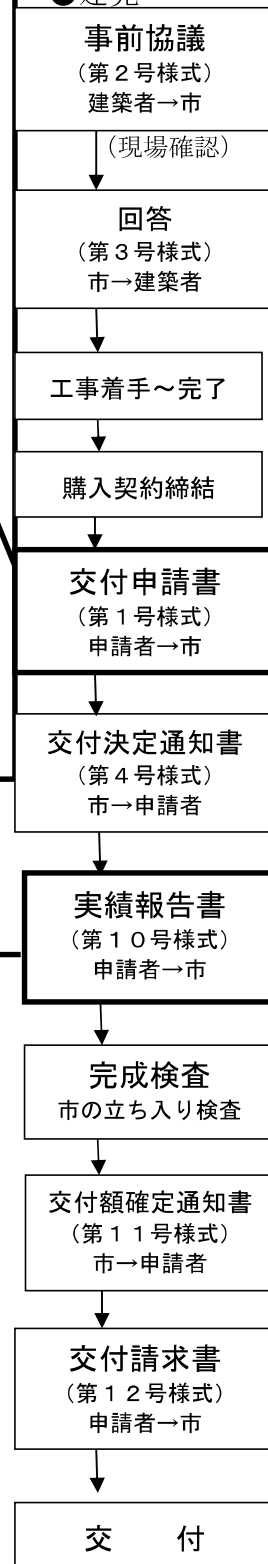
- ① 建築確認済浄化槽調書の写し又は当該浄化槽設置届
 - ② 浄化槽調書及び浄化槽設置届書添付書類一式
 - ③ 浄化槽設置場所の位置図及び配置図
 - ④ 借家等にあつては、賃借人の承諾書
 - ⑤ 浄化槽登録証の写し及び登録浄化槽管理票（C票）
 - ⑥ 誓約書
 - ⑦ 浄化槽施工業者との瑕疵担保に関する覚書の写し
 - ⑧ 収支予算の詳細がわかる工事見積書等の写し
 - ⑨ 委任状（申請手続を本人以外が行う場合に限り）
 - ⑩ 内容証明書
 - ⑪ その他市長が必要と認める書類
- ※（建売の場合）事前協議済みの住宅等購入者である申請者は、申請書に次の書類を添付して提出してください。
- ・購入者と建築者の売買契約書の写し
- ※代行申請の場合、代行者に書類提出の委託を行ったか施主に確認させていただきます。

完成後 30 日以内または 3 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

添付書類は次のとおりです

- ① 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約の写し（原本提示）
- ② 浄化槽法定検査（定期検査）受付書の写し
- ③ **浄化槽法 11 条検査（定期検査）継続受験依頼書の写し**
- ④ 合併処理浄化槽設置工事の状況が確認できる工程別の写真
（工事写真の詳細については別紙参照）
 - 浄化槽設備士が工実施に監督していることを証する写真
 - 基礎工事写真
 - 据付工事写真
 - 上部スラブ工事写真
 - 完成・全景・その他の写真
 - 転換の状況を示す写真（転換に係る申請の場合に添付）
- ⑤ 請求書、領収書又はその他支払いがわかるものの写し
- ⑥ 浄化槽設備士によるチェックリスト
- ⑦ 単独処理浄化槽の撤去費の助成を受けようとする場合は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）E票の写し（運搬から最終処理までの廃棄物としての処理について、確実に確認できること）

●建売



詳細については下記にお問い合わせください。

尾鷲市環境課 TEL 0597-23-8251

FAX 0597-23-1700

工事写真詳細

設置者氏名や設置場所、工事種別を表示して撮影してください。

●本体工事

ア 浄化槽設備士が工事实施に監督していることを証する写真（例①）

イ 基礎工事写真

イ-1 基礎工事の状況（例②）

イ-2 基礎底版コンクリート状況（例③）

ウ 据付工事写真

ウ-1 浄化槽本体及び浄化槽搬入状況（例④）

ウ-2 据付工事の状況（例⑤）

ウ-3 かさ上げの状況（例⑥）

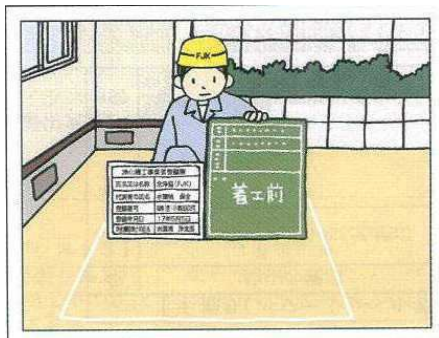
エ 上部スラブ工事写真

エ-1 上部スラブ工事の状況（例⑦）

オ 完成・全景・その他の写真

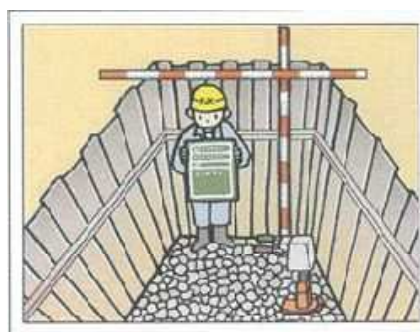
オ-1 浄化槽工事が竣工したことを示す写真（例⑧）

例①



浄化槽設備士が工事实施に監督していることを証する写真

例②



基礎工事の状況

例③



基礎底板の状況

例④



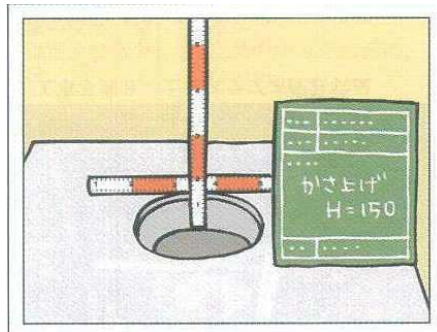
浄化槽本体及び浄化槽搬入状況
（浄化槽の型式がわかるように）

例⑤



据付工事の状況

例⑥



かさ上げの状況

例⑦



スラブ工事の状況

例⑧



工事完了写真

●転換の状況を示す写真（転換に係る申請の場合は本体工事写真の他に下記の写真を添付して下さい。）

【配管の写真】

カ 流入する配管や浄化槽から放流する配管の状況が確認できるもの

【汲取便槽の撤去工事】

キ 工事着工前の便槽等の設置状況を示す写真

ク 撤去されたことを示す写真（撤去費請求時）

【単独処理浄化槽の撤去工事】

キ 工事着工前の便槽等の設置状況を示す写真

ク 撤去されたことを示す写真（撤去費請求時）

注意事項

◎申請をする前に

- ・浄化槽を設置するときは、事前に届出が必要です。設置に係る手続が完了してから補助金の交付申請をしましょう。
- ・工事の施行中及び施工後のトラブルを防ぐため、見本の覚書を参考にして施工業者の瑕疵担保責任が明記されている覚書を締結しましょう。
- ・建売住宅等を取得される方は交付申請の前に建築者の事前協議が必要となります。
- ・建売住宅等を取得される方を除き、申請は工事着工の7日前までに申請して下さい。

◎申請の時に

- ・申請書の収支予算には、浄化槽の設置（配管費、撤去費を含む）に係る該当する項目のみを記入してください。
- ・交付申請時に工事見積書の写しを提出して下さい。

◎申請した後に

- ・申請の内容等について変更のある場合は、変更承認・変更交付申請書（第7号様式）を提出しなければなりませんので、環境課までご連絡ください。
- ・工事完了後30日以内又は申請した当該年度の末日までのいずれか早い日までに、実績報告書を提出して下さい。

◎実績報告の時に

- ・浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との委託契約については、実際に施主が維持管理業務を契約したかを市が原本にて確認します。

・実績報告には、工事の状況等を示す写真のほか、添付書類が必要です。特に、浄化槽の保守点検業務委託契約・清掃業務委託契約等の締結や法定検査の申し込み等は、早めにすませておきましょう。また、汲取式便槽や単独処理浄化槽からの転換は、撤去前の状況写真、配管の状況を示す写真が必要です。

・実績報告書の収支決算には、浄化槽の設置（配管費、撤去費を含む）に係る費用のみを記入してください。

- ・実績報告時に請求書、領収書又は、その他支払いわかるもの写しを提出して下さい。

◎実績報告の後に

- ・実績報告の提出がありますと、市はその内容審査、現場確認及び調査を行います。

◎補助金の交付を受けた後に

- ・浄化槽の設置後には、その浄化槽の維持管理（保守点検・清掃）及び法定検査を実施しなければなりません。また、これらの実施記録は、必ず保存してください。（保存期間は3年間です）。

◎本市は人槽緩和を行っており、165㎡以下の住宅5人槽 165㎡を超える住宅7人槽 二世帯住宅 10人槽 となっております。

◎2の⑤汚水処理未普及解消につながらない合併処理浄化槽の設置及び更新

例1) 合併処理浄化槽設置家屋を建て替えて新たな合併処理浄化槽の設置

例2) 既存合併処理浄化槽の故障等により新たな合併処理浄化槽に更新

※その他の詳細は環境課にお問い合わせください。